

令和 7 年度 志免町個人情報保護制度の運用状況

■ 個人情報保護制度とは

個人情報の収集や保管、利用などに関する基本的なルールを定め、個人情報の開示や訂正などを求める権利を明らかにすることで、個人の権利や利益を保護する制度です。個人情報の保護に関する法律と志免町個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき運用しています。条例第 15 条に基づき、毎年 1 回各実施機関における運用状況を公表することとしています。

■ 個人情報取扱事務届出件数

個人情報を取り扱う事務を開始・変更・廃止する場合、その目的や内容を町長に届け出ることとしています。（条例第 3 条）

● 令和 7 年度 新規開始届、変更、廃止届件数

実施機関	新規開始届	変更届	廃止届
町長	5	5	3

■ 個人情報開示請求の処理状況

行政機関等が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができます。（法第 76 条）

● 令和 7 年度 実施機関別開示請求件数と決定内容の内訳

実施機関	開示請求件数	全部開示	部分開示	不開示	不開示のうち 文書不存在
議会	0	0	0	0	0
町長	2	0	1	1	1
公営企業	1	0	1	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
合計	3	0	2	1	1

※開示請求がなされた文書のうち、請求者以外の個人に関する情報や法人などの権利・利益を害するおそれがあると認められた場合は、部分開示としています。

■ 目的外利用・外部提供の状況

個人情報収集した際の目的以外で、実施機関内部での利用又は外部へ提供することは禁止されています。ただし、法令等に定めがあるときや本人の同意があるとき、人の生命や財産を守るため緊急かつやむを得ないとき等は例外として認められています。（法第 69 条）

● 令和 7 年度 目的外利用・外部提供の内訳

実施機関	目的外利用	外部提供
議会	0	0
町長	60	18
公営企業	0	7
教育委員会	0	25
監査委員	0	0
合計	60	50

■ 訂正請求・利用停止請求の件数

実施機関の持っている個人情報の訂正・利用の中止などについて請求がある場合は、訂正や利用停止の請求をすることができます。（法第 90 条・第 98 条）

● 令和 7 年度 訂正請求及び利用停止請求の件数 0 件

■ 審査請求

開示決定等、訂正決定等、利用中止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用中止請求の決定等に不服がある場合は、審査請求をすることができます。（法第 105 条）

● 令和 7 年度 審査請求の件数 0 件